



情報ステーション

品目横断
特集号
No. 6

N O R T H

麦を集荷業者を通さずに需要者に直接販売（個人販売）される方へ

個人で販売される麦も、品目横断的経営安定対策の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の対象となり得ますが、この交付金の申請に際しては、麦をは種する前に対策加入者（生産者）と需要者との間で交わした契約書（は種前契約書）の写しを添付することが必要です。

このため、麦を個人で販売される方で、「毎年の生産量・品質に基づく交付金」の支払いを受けようとする方は、需要者との間では種前契約書を作成して下さい。

個人販売におけるは種前契約書の様式は特に決まっていますが、右の様式を参考に、契約年月日のほか、産地別銘柄、契約数量及び作付予定面積等を記載して下さい。

大豆の個人販売についても麦と同様に、は種前契約が必要です。このことについては、改めてお知らせします。



は種前契約書の作成事例

年産麦に係る売買契約書（は種前契約書）

平成 年 月 日

買主（甲）：（名称） 製粉 印
（住所）
売主（乙）：（名称） 法人（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名） 印
（住所）

乙は、甲に対し、下記により、麦を売り渡し、甲はこれを買受けることを約す。

記

麦種	産地	銘柄	等級	契約数量 (t)	作付予定面積 (ha)
小麦	県		2等以上	t	ha
小麦	県		2等以上	t	ha
小粒大麦	県		2等以上	t	ha

備考

- ・契約数量に関し、実受渡数量が、天候要因により、一定の幅（アロウンス）として設定した小麦±15%、小粒大麦±10%の範囲内で変動することを許容する。
- ・その他、価格、受渡条件、決済条件等を甲・乙協議の上、別途定める。